

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号 (01, 02, 03, 04)
事務・権限自己仕分けシート (個票)			
事務・権限名	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法 ・容器包装リサイクル法 ・食品リサイクル法 ・自動車リサイクル法 		
事務・権限の概要	<p>○家電リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業者又は製造業者等に対する、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収。(第 52 条) ・小売業者又は製造業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。(第 53 条) <p>○容器包装リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収。(第 39 条) ・特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。(第 40 条) <p>○食品リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者、登録再生利用事業者、認定事業者に対する報告徴収、又はその事務所、工場、事業場若しくは倉庫への立入検査。(第 24 条第 1 項から第 3 項) <p>○自動車リサイクル法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等の実施の状況に関する報告徴収。(第 130 条第 3 項) ・自動車製造業者等又はその委託を受けた者の事務所、工場、事業場又は倉庫への立入検査。(第 131 条第 2 項) 		
予算の状況 (単位:百万円)	3,655 百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計		
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52 名の内数		
事務量 (アウト プット)	○立入検査件数 H19 : 677 件 H20 : 707 件 H21 : 812 件		
地方側の意見			
その他各方面の 意見	○家電リサイクル法 「小売業者が消費者から引き取った廃家電が、メーカー以外の者に、リユース品としてではなく引き渡されるといった引渡義務違反事例が続発している。その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締りを引き続き行う必要がある。」(「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」中環審・産構審合同会合、平成 20 年 2 月)		
既往の政府方針 等			

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(一つの都道府県を超える場合) C-c</p> <p>(一つの都道府県を超えない場合) A-a</p> </div>	<p>全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。</p> <p>また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>共管省庁（経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。</p>

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号（5）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	環境大臣による無害化処理認定業者に対する報告徴収・立入検査等の事務		
事務・権限の概要	<p>人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（※）を高度な技術を用いて無害化する処理を行う者に対して必要な報告徴収、立入検査等を行うもの（廃掃法第18条第2項及び第19条第2項）</p> <p>※現在は石綿を含む廃棄物と微量 PCB 汚染廃電気機器等を指定。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	3,655百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計		
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数		
事務量（アウトプット）	<p>○事前相談対応 H21 21件</p> <p>○審査件数 H21 3件</p>		
地方側の意見			
その他各方面の意見	<p>「廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。」</p> <p>（「出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング」における有識者指摘）</p>		
既往の政府方針等			
自己仕分け	<p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">C-b</div> <p>アスベスト、PCBについては、国民の忌避感情が都道府県の域を超えて全国的に特に高いことから、国が主導的にこれらの廃棄物を適正に処理することができる施設に係る認定及び指導監督を行い、迅速にその処理を推進することが必要。また、無害化処理は、施設の種類、炉内温度、投入物の混合割合等の異なる条件の組み合わせから成る新しくかつ高度な技術であるため、その安全性を確認するためには高度な専門性が不可欠であり、国が専門家の知見を得つつ個々の施設と処理方法ごとに安全性を確認することが必要。</p> <p>以上の理由から、無害化処理施設に対する報告徴収・立入検査についても、個々の処理施設特有の無害化処理の科学的メカニズム及び安全性を確認した</p>		

	<p>国が行い、責任を持って指導監督することが適当である。</p> <p>仮に、当該事務・権限について地方に移譲すれば、各地方自治体の対応の相違等により、施設に対する指導監督を的確に行うことができなくなり、著しい支障を生じることから、引き続き国の事務とすることが適当。</p> <p>なお、当該事務・権限については、本省への引き上げを行うこととする。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（ 06 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査
事務・権限の概要	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第18条に基づく技術基準適合命令を行うため、同法第29条に基づき、当該命令の対象となる特定特殊自動車の使用者に対して、特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等（以下「報告徴収・立入検査」という。）ができることとなっている。</p> <p>なお、この報告徴収・立入検査に関する規定については、条文上、法第13条に規定する届出事業者に対する改善命令、法第14条に規定する表示の禁止の措置を講じるため、法第6条第1項の規定による特定原動機の型式指定を受けた者、届出事業者、法第12条第3項の規定による少数生産車の承認を受けた者に対する報告徴収・立入検査に関する規定と一体として規定されている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量（アウトプット）	
地方側の意見	
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。ただし、本省で行っている製造業者等への規制（法第13条の改善命令等）については、国際的な商品である特定特殊自動車に対するものであるため、引き続き本省において実施することとなる。本省がこの事務を行うためには、使用者に対する報告徴収及び立入検査を通じた実態調査が必要不可欠であり、自治体の域外権限の付与、自治体間連携の自発的形或や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしても、本省による迅速かつ効率的な実態把握が困難となり、その実態把握の結果に基づく本省の事務である製造業者等への規制を実施することに著しい支障を生じる。このことから、本省の事務である製造業者等への規制のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において事務を行うこととする。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号（ 07 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督		
事務・権限の概要	土壌汚染の調査は、試料の採取地点の選定、試料採取方法等により結果が大きく左右されるため、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査を行う者は、一定の技術的能力を有すると認められる者として土壌汚染対策法（以下「法」という。）第3条第1項の環境大臣が指定した者（指定調査機関）のみに限るとともに、この指定調査機関が行う調査業務の適性を確保するために、環境大臣は、法第39条による適合命令、法第42条による指定の取消し、法第54条第5項による報告徴収・立入検査等必要な監督や現況把握を実施している。現行では、指定調査機関が二以上の地方環境事務所の管轄区域に土壌汚染状況調査を行う事務所を置く場合には本省で、事業所が一つの管轄区域のみにある場合には地方環境事務所で、それぞれ指定及び監督に係る事務を実施している。		
予算の状況 （単位：百万円）	3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計		
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数		
事務量（アウトプット）	21年度に行った地方環境事務所での事務件数 1,908件		
地方側の意見			
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け 【仕分け結果】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A-a （一の都道府県 内で調査業務を 行う場合）</p> <p>C-b （複数の都道府 県内で調査業務 を行う場合）</p> </div> <p>複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間の連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。</p> <p>従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、本省において事務を行うこととする。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号（ 08 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務		
事務・権限の概要	<p>石綿健康被害救済制度に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族は、(独)環境再生保全機構(機構)に対して、認定の申請や給付の請求をすることができる。</p> <p>この申請等の受付事務は、機構及び全国の保健所等に加え、石綿健康被害救済法施行規則第 25 条第 1 項の規定に基づき、申請者の利便性の確保のため、地方環境事務所でも実施しているところ。その際、地方環境事務所を経由して提出した場合は、地方環境事務所長が受理した時に機構に提出されたものと見なされる。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	<p>3,757 百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>		
関係職員数	環境対策課定員 52 名の内数		
事務量（アウト プット）	○申請・請求受付件数 H20 114 件		
地方側の意見			
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A - a</div>	<p>地方公共団体に移管</p> <p>※なお、移管にあたっては、適正な事務処理基準の設定や、申請書の回送及び補正等にあたっての国の指示・監督権限が必要。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号（ 9 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	「循環型社会形成推進協議会」への参加
事務・権限の概要	<p><概要・出先機関が実施している具体的な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金の交付対象事業を実施しようとする市町村は循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。 ・環境省が定める「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」において、市町村は、地域計画の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議（以下「循環型社会形成推進協議会」という。）を開催することとされている。 ・地方環境事務所は、市町村からの要請等があった場合、「循環型社会形成推進協議会」に参加し、意見交換を行う。 <p><根拠法令・関係通知等></p> <p>「循環型社会形成推進交付金交付要綱」 「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」</p>
予算の状況 （単位：百万円）	3,655百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数
事務量（アウト プット）	○協議会への参加回数 H21 21回
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">A-a</div>	全国知事会の国の出先機関原則廃止プロジェクトチームの見解等を踏まえ、本事務については、地方自治体へ移譲する。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号（10）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査等		
事務・権限の概要	生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合に、都道府県と連携して、事業者等に対する迅速な報告徴収、立入検査等を行い、実態の解明を図るもの。（廃掃法第24条の3）		
予算の状況 （単位：百万円）	3,655百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計		
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数		
事務量（アウトプット）			
地方側の意見			
その他各方面の意見	<p>「環境は地域の問題に限定されず、また、国の視点からは地方自治体における対応が適切でない事例もある。国と地方でいかに分担するかではなくいかに連携するかが重要であることから、並行権限として緊急時に立入検査等を行う権限は国に残すべき。」</p> <p>（「出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング」における有識者指摘）</p>		
既往の政府方針等			
自己仕分け	<p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 60px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">C-b</div> <p>当該事務・権限は、大規模な不法投棄が発生し、その迅速な解決のために国が関与した事例を踏まえ、創設されたもの。このような事案が発生し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるような場合に、国が都道府県と連携し迅速に実態把握を行い、都道府県知事に対して支障除去等の措置命令や当該措置命令に基づく代執行に関し必要な指示を行うことで、国民の安全・安心につながる。</p> <p>したがって、引き続き国による事務・権限とすることが適当。</p> <p>なお、具体的な業務については、本省へ引き上げて行うこととする。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所		整理番号（ 11 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	公害規制法に基づく緊急時の立入検査等	
事務・権限の概要	<p>大気汚染防止法第 26 条、水質汚濁防止法第 22 条、土壤汚染対策法第 54 条及びダイオキシン類対策特別措置法第 34 条において、事業者に対する報告徴収・立入検査について規定されている。報告徴収・立入検査は、通常、地方公共団体の権限だが、地方公共団体の初動が遅れた場合には、現に健康被害等が生じかねないことから、二重のセーフティ機能として、緊急の必要があると認められる場合に限り、環境大臣等が事業者に対して報告徴収・立入検査を行うことができることとなっている。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	<p>3,757 百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壤環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>	
関係職員数	環境対策課定員 52 名の内数	
事務量（アウトプット）		
地方側の意見		
その他各方面の意見		
既往の政府方針等		
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - b</div>	<p>上九一色村のオウム施設への立入検査を地方公共団体が躊躇し、順調にいかなかったために国が立入検査を行った事例等を踏まえて創設された制度であり、国が緊急時の立入権限を有することは、結果的に国民の安全・安心につながるものであるため、本省において業務を行うこととする。なお、この方針は、大綱 8 ページの（注）の③に当てはまるものである。</p>	
備考		

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号（ 12 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	全国的な製造量の総量確認等のための化学物質審査規制法に基づく報告徴収・立入検査		
事務・権限の概要	<p>目的：人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止する。</p> <p>根拠法令：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）</p> <p>業務内容：これまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質については、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が毒性を有するかどうか等を審査し判定を行っている。ただし、国全体での製造・輸入量の総計が1t以下である場合などには審査の特例を設け、届出の免除をしている。この特例の適用については、本省書類での事前確認を行った上で、事後監視として、本省及び地方環境事務所が立入検査・報告徴収を実施することとなっている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	<p>3,757百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>		
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数		
事務量（アウトプット）	○立入検査件数 H21 34件		
地方側の意見			
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - b</div>	<p>大綱P.8の（注）①③に該当</p> <p>新規化学物質については、国全体での製造・輸入量の総計が1トン以下であること等を条件に、届出の免除をしており、化学物質それぞれについて、全国の製造・輸入量の総計を確認する必要があるが、下記の2つの点から、本省が直接執行するべきと考えられる。</p> <p>①： 現在、数千種に及ぶ新規の化学物質が毒性等の審査免除の対象として届出されており（毎年の更新も含めると2万種程度）、扱う事業場の所在地も千差万別である。したがって、それら物質毎に国全体での製造・輸入量の総計が1トン以下であること等を確認するための広域的な実施体制を地方自治体が整備することは実態上困難である。</p> <p>③： 事後監視のための立入検査・報告徴収は、化学物質による汚染から国民の生命、健康を保護する上で不可欠であるが、その実施にあたっては、全国での当該化学物質製造量や環境・人体への影響等を勘案した、優先順位付けが必要である。その優先順位付けについては、毎年の届出状況に応じ、製造量の多さや健康リスクの大きさ等を勘案した選定作業が必要であり、あらかじめ事務処理等の基準を定めることは困難である。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号（ 13 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	カルタヘナ議定書の履行のための遺伝子組換え生物に関する立入検査等
事務・権限の概要	カルタヘナ議定書の国内実施法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づき、遺伝子組換え生物の不適切な使用が疑われた場合等に立入検査等を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウト プット）	平成17～19年度 5件 平成20年度 0件 平成21年度 0件
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-b</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国が締結した国際条約「カルタヘナ議定書」の履行のためのものであり、国際社会に対する国の責務を果たす必要がある。 ○ 遺伝子組換え生物の使用の承認は国が行っていることから、地方公共団体では承認された遺伝子組換え生物に関する情報を有しておらず、立入検査等を行うために必要な知見を有していない。 ○ このため、引き続き国の事務とすることが適当であり、たとえ都道府県の広域的实施体制等を整備したとしてもなお、運用に著しい支障を生じるものである。 ○ また、事務の実施に当たり遺伝子組み換えに関する専門的知識が必要である一方で、事務量が微少であるため、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ない。ただし、事務量が微少であることに鑑み、本省に事務を引き上げることとする。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号（14）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	ラムサール条約の履行のための登録湿地の保全・管理
事務・権限の概要	国際的に渡りをする水鳥の生息地やその他国際的に重要な湿地の保全等を目的とするラムサール条約に基づき、締約国としての国の責務として、同条約事務局に登録した湿地を保護・管理するため、地方公共団体や民間団体等の関係機関との連絡調整、科学的知見に基づく保護のための調査等を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウト プット）	
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-b</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国が締結した国際条約「ラムサール条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する国の責務を果たす必要がある。 ○ 国際的・全国的に渡りをする水鳥が対象の一つであるため、広域的な観点からの調整が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ○ このため、引き続き国の事務とすることが適当であり、たとえ都道府県の広域的实施体制等を整備したとしてもなお、運用に著しい支障を生じるものである。 ○ ただし、事務量が微少であることに鑑み、本省に事務を引き上げることとする。（国指定鳥獣保護区、国立公園、生息地等保護区に指定されているラムサール条約登録湿地に関しては各項目を参照。）
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号（ 15 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	地球温暖化防止に関する助成		
事務・権限の概要	<p>①地方公共団体対策技術率先導入補助事業(シェアードセイビングエスコ事業※)</p> <p>②地方公共団体対策技術率先導入補助事業(シェアードセイビングエスコ事業以外)</p> <p>にかかる、補助事業の要望調査、採択案件の選定、事務執行。</p> <p>※シェアードセイビングエスコ事業</p> <p>省エネ改修を行うエスコ事業者が資金調達を行い、施設所有者が光熱費の削減分に応じた報酬をエスコ事業者に支払うという、民間資金活用型の契約によるエスコ事業。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度当初予算3.0億円		
関係職員数	14人 【参考】2名×7事務所		
事務量（アウト プット）	<p>①地方公共団体対策技術率先導入補助事業(シェアードセイビングエスコ事業)</p> <p>平成21年度実績（執行額合計：90,827千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北（執行額46,670千円）宮城県東北歴史博物館 ESCO 事業 ・近畿（執行額38,000千円） 兵庫県神河町公立神崎総合病院における ESCO 事業 ・中国四国（執行額6,157千円） 岡山県備前市デイサービスセンター大ヶ池荘 ESCO 事業 CO2 排出量 50%削減プロジェクト <p>②地方公共団体対策技術率先導入補助事業(シェアードセイビングエスコ事業以外)</p> <p>平成21年度実績（執行額合計731,091千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道（執行額：127,310千円 実施事業件数：5件） ・東北（執行額：157,703千円 実施事業件数：5件） ・関東（執行額：228,566千円 実施事業件数：15件） ・中部（執行額：53,114千円 実施事業件数：4件） ・近畿（執行額：30,998千円 実施事業件数：3件） ・中国四国（執行額：91,094千円 実施事業件数：7件） ・九州（執行額：42,306千円 実施事業件数：3件） 		
地方側の意見			
その他各方面の 意見			
既往の政府方針 等			

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C-b</p> </div>	<p>25%の温室効果ガス削減を行うという目標の達成は国の義務であり、国として強力に温暖化対策の推進を図るとい「国全体の利害」に関わるものであること、また、財源は温暖化対策に用途を限定した石油石炭税であり、国として確実にそのお金を実効性のある温暖化対策に使ってもらう必要があることから、国が行うことが必要。</p> <p>仮に、事務処理等の基準を定め、例外的に国の指示等を認めた上で権限委譲を行ったとしても、広く一律に配布すれば、施設整備を行うには不十分な予算額であり、実効性のある温暖化対策が行われず目標達成が困難になる。</p> <p>なお、地域協議会民生用機器導入促進事業については事業レビューの結果から平成23年度は予算要求は行わない</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（16）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	地球温暖化に関する普及啓発（チャレンジ25の推進など）
事務・権限の概要	地方環境事務所組織規則において「環境省の所掌事務に関する調査並びに情報の収集、整理及び提供並びに相談並びに知識の普及及び啓発並びに関係機関との連絡調整に関すること」が環境対策課の所掌事務とされており、各地方環境事務所所管内でのセミナー、シンポジウムの開催、電話等の一般からの問合せの対応、NPO等地域組織と連携した地球温暖化防止活動を実施している。
予算の状況 （単位：百万円）	3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量（アウト プット）	○イベント・セミナー等実施回数 H21 217回 ※大臣官房政策評価広報課地方環境室調べ
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(例) C-b</div>	環境省の所掌事務に関する情報の整理、提供、相談や知識の普及・啓発は当該所掌事務の実施と一体的に行われるべきものであり、例えば、国として責任を持って取り組んでいる地球温暖化対策のうち、チャレンジ25キャンペーンとして全国的に展開している運動のみを地方自治体へ移譲することには対策の実施上支障を生じるおそれがある。なお、本事務については、全国的な取組のモデルとして本省において実施する方向で検討する。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所	整理番号（ 17）
---------------	-----------

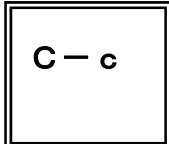
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	環境教育（最新の科学的知見の発信など）	
事務・権限の概要	<p>「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく基本的な方針（平成16年9月24日閣議決定）において、「地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進」と規定されており、地方環境事務所組織規則において環境対策課の所掌事務として「環境の保全に関する教育及び学習の振興に関する事務及び事業に関すること」とされている。</p> <p>これらに基づき、地方環境事務所においては、国民、民間団体、事業者等に対する環境教育・環境学習の振興が図られるよう、環境教育・環境学習において重要な役割を担う者への最新の知見の提供、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の国際動向や全国的な優良事例を共有する場の提供等を実施している。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	3,757百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計	
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数	
事務量（アウトプット）		
地方側の意見		
その他各方面の意見		
既往の政府方針等	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく基本的な方針（平成16年9月24日閣議決定）において、「地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進」と規定	
自己仕分け 【仕分け結果】 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 100px; height: 60px;"><tr><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">C - b</td></tr></table>	C - b	<p>環境教育の推進における国の役割については、環境基本法第25条及び第27条により、国は、環境教育の充実のため必要な措置を講ずるとともに、環境教育の促進に資するため情報を提供するものとされている。また、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第9条においても、国は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとされている。さらに、同法の基本的な方針においても、政府は、自らの環境教育に関する情報を分かりやすく提供するだけでなく、地方公共団体等の関連情報を収集、分析、整理し、広く国民に提供していく等とされている。</p> <p>このように、環境教育の推進に当たっては、国は必要な情報の提供を行うべきものとされているところであるが、これは、環境問題に関する最新の科学的知見は、国や国際機関が行う調査研究を通じ得られることが多く、その知見を発信することは、環境教育を的確に進めていく上で必要不可欠な国の役割であるとの認識に基づくものである。</p> <p>また、地球温暖化対策や生物多様性保全などの最新の国の環境施策で地方に発信すべき情報については、施策実施機関である国が直接発信するのが適当かつ効果的である。さらに、我が国が率先して国際的な取組が進められている「持続可能な開発のための教育（ESD）」等に関しては、国連等の国際的議論や国際的動向を踏まえた施策を実施していく必要がある。そのためには、地域におけるESDの取組をばらばらに進めるのではなく、国連等の場で直接国際的な調整・連携を行っている国が、関係する主体間の連携を確保しつつ、情報の提供及び共有の場の提供を行うなど具体的に関与していくことが必要不可欠である。</p> <p>以上より、これらの事務について仮に地方公共団体に移譲すれば知見の不足等により地方公共団体ごとの対応の相違等を招き、全国的に環境教育を推進するにあたって著しい支障を生じるおそれがあるため、今後も国が行うことが合理的かつ適切</p>
C - b		

	であるから、①の理由より国に事務・権限を残すこととする。
備考	

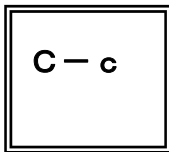
事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号（18）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	国立公園の規制
事務・権限の概要	自然公園法に基づき、国が指定した国立公園の風致景観を維持するため、工作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取等の行為が規制されている。その行為について事業者の申請に基づき許可等の事務を行う（特別地域・特別保護地区に関しては許可、普通地域については届出が必要。）
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウト プット）	○特別地域内における行為許可等の申請件数 H21 4,705件
地方側の意見	
その他各方面の 意見	国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。（出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリングより）
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園の特別地域内の工作物の設置等の許可、普通地域内の工作物の届出の受理等の国立公園の規制等については、国の直接執行事務と整理されている。
自己仕分け 【仕分け結果】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立公園は、尾瀬や屋久島、日光や富士山など、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するために指定されたものである。全国から多くの人が訪れ、国民すべてにとってのかけがえのない「宝」であり、地域の住民のためだけのものではない。したがって、地域のみを開発の是非の判断を委ねることは適当でない。 ○ 世界的に見ても、国を代表する傑出した自然を国自ら保護するという国立公園制度は、先進国・途上国を問わず広く普及している。州の権限が強い連邦制である米国、カナダにおいても、国立公園は国の管理となっている。 ○ 地方公共団体によって自然環境保全に取り組む姿勢に温度差がある上、地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っていることから、国立公園の保護が保障されない。実際、許認可の申請をする事業者には、道路、河川・ダム、農村施設の整備等を行う地方公共団体も多く含まれており、過去には実際に大小のあつれきが生じている。 ○ 環境省においては、自然環境に関する知見を有した技術系職員（レンジャー）を毎年採用し育成してきているが、都道府県ではそのような人材に乏しい。その育成を都道府県単位で行うことは非効率である。 ○ これらのことから、国民全体が求める自然地の保護を確実に保証するためには、引き続き国、そして専ら環境保全を使命とする行政組織である環境省が保護に当たることが適当である。たとえ国の指示等を認めたとしてもなお、各地方公共団体の対応の相違等により、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。 ○ なお、地方環境事務所の出先機関である自然保護管事務所は、例えば十和田湖、箱根や上高地など国立公園の確信的な部分に立地していることが多く、都道府県の出先機関よりもさらに現場に近い対応が可能となっている。また、地方公共団体が自らの裁量で保護管理したい場合には、既に自然公園法に基づく国定公園や都道府県立自然公園という制度がある。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

	出先機関名：地方環境事務所	整理番号（19）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	国立公園事業の実施	
事務・権限の概要	自然公園法に基づき、国が指定した国立公園において、失われた自然環境の再生・修復、利用者による自然環境への影響を軽減するための施設（木道や防護柵等）の整備、安全かつ適切な自然とのふれあいに必要な利用施設（ビジターセンター、登山道、トイレ等）の整備及び施設の維持管理を行う。	
予算の状況 （単位：百万円）	H21 6,326 百万円	
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253 名の内数	
事務量（アウト プット）	H21 年度整備費 29 国立公園, 123 事業 6,326 百万円	
地方側の意見	多くの地方公共団体より、国立公園内で国直轄による登山道やビジターセンター等を整備するよう要望が寄せられている。 例：広島県知事面会（H22, 3, 31）、山梨県知事面会（H22, 5, 10）、長野県要望書（H22, 6）	
その他各方面の意見	国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。（出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリングより）	
既往の政府方針等	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園の管理は、根幹的部分を国が直接執行する事務として整理されている。	
自己仕分け 【仕分け結果】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立公園は、我が国を代表する優れた自然を開発から保護するのみならず、全国の国民がその自然とふれあい、自然を理解することも目的となっている。このため、自然とのふれあい・学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行う必要がある。 ○ また、近年は外来生物の進入や気候変動による生態系の悪化も課題になっており、国立公園の保護を図るには、行為規制だけではなく、悪化した自然の再生のための事業の実施が必要である。 ○ 連邦制である米国をはじめ諸外国においても、国立公園の保護と公園管理の事業は国が一体的に行っている。 ○ したがって、国立公園事業についても国立公園の規制と一体的に環境省において実施することが適当である。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。 	
備考		

事務・権限自己仕分けシート

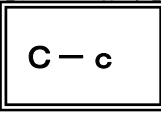
出先機関名：地方環境事務所

整理番号（ 20 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	世界自然遺産登録地域の保護、保存及び整備
事務・権限の概要	世界的に貴重な自然や文化遺産の保護を目的とする世界遺産条約に基づき、締約国としての国の責務として、同条約事務局に登録した世界自然遺産を保護・管理するため、関係省庁、地方公共団体や民間団体等の関係機関との連絡調整、科学的知見に基づく保護のための調査等を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウト プット）	○会議開催件数 H21 45回
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	世界自然遺産地域は、自然公園法及び自然環境保全法などにより法的な保護を図っているところ、地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園や自然環境保全地域の規制等は国が直接執行する事務として整理されている。
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国が締結した国際条約「世界遺産条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する国の責務を果たす必要がある。 ○ 世界遺産は、世界人類すべてにとってのかけがえのない「宝」であり、地域の住民のためだけのものではないことから、地方公共団体において保護管理することは適当でない。 ○ したがって、引き続き国の事務とすることが適当であり、たとえ国の指示等を認めたとしてもなお、各地方公共団体の対応の相違等により、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（21）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	国立公園等における適正な利用指導等
事務・権限の概要	自然公園法に基づき、国が指定した国立公園を訪問する利用者に対し、自然環境を壊さないよう適切な利用を指導するとともに、自然とふれあい、理解していただくための自然観察会等の企画・実施を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウトプット）	パトロール及び自然観察会、自然解説等の件数は、北海道、東北、関東、近畿の4事務所の合計で3,583回にのぼる（H17年度調査）。
地方側の意見	
その他各方面の意見	国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。（出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリングより）
既往の政府方針等	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園における違反行為をした者に対する原状回復命令等、工作物の設置者等からの報告の徴収、許可等の処分をするために必要な立入検査等は、国の直接執行事務として整理されている。
自己仕分け 【仕分け結果】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の国立公園には年間3億5400万人以上（平成19年度）の利用者が訪れており、これらの利用者の中には、ゴミの投棄や植物の損壊など不適切な行為をする者も多い。このため、違反行為に対する指導や、自然とふれあい、学習するための観察会等の実施についても、保護施策と併せて一体的に行う必要がある。 ○ 利用者に対して利用指導をする法的根拠は、自然公園法に基づく行為許可権限や公園事業の管理権限にあるため、これらと切り離すことはできない。 ○ したがって、国立公園内の利用指導についても国立公園の規制と一体的に環境省において実施することが適当である。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号（ 22 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の保全、管理
事務・権限の概要	自然環境保全法に基づき、国が指定した原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の保全を図るため、工作物の新改増築、木竹の伐採、土石の採取等の行為が規制されている。それらの行為について事業者の申請に基づき許可等の事務を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウト プット）	○行為許可等 H21 5件 ○パトロール日数（白神山地自然環境保全地域） H21 123人日
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、自然環境保全地域内の工作物等の許可・届出等は国が直接執行する事務として整理されている。
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原生自然環境保全地域や自然環境保全地域は、南硫黄島や白神山地をはじめとして、人間活動の影響が少なく原生的な自然環境を維持している地域を開発から保護するために指定されたものである。基本的に開発は凍結され、許可される行為は学術研究等に限られており、地域の生活や産業との関係はほとんどない。 ○ 連邦制である米国をはじめ諸外国においても、ナショナル・パーク（国立公園）と並んで、ウィルダネス・エリア（原生自然保全地域）等として国が直接保護・管理している。 ○ 地方公共団体によって自然環境保全に取り組む姿勢に温度差がある上、地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っていることから、保全地域の保護が保証されない。 ○ 環境省においては、自然環境に関する知見を有した技術系職員（レンジャー）を毎年採用し育成してきているが、都道府県ではそのような人材に乏しい。その育成を都道府県単位で行うことは非効率である。 ○ これらのことから、原生的な自然の保護を確実に保証するためには、引き続き国、そして専ら環境保全を使命とする行政組織である環境省が保護に当たることが適当である。たとえ国の指示等を認めたとしてもなお、各地方公共団体の対応の相違等により、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。 ○ なお、地方公共団体が自らの裁量で地域を指定し保護管理したい場合には、既に自然環境保全法に基づく都道府県自然環境保全地域という制度がある。
備考	

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業の届出・指示等	
事務・権限の概要	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称：「ワシントン条約」）の決議において、象牙の輸入を行う国は、国内での象牙流通の取引管理が求められている。この象牙の取引管理の担保措置として、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、象牙の製品（印鑑、根付け等）の小売業を行う特定国際種事業の届出の受理並びに指示、命令及び立入検査等を行う。	
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計	
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数	
事務量（アウト プット）	○届出件数 H21 472件	
地方側の意見		
その他各方面の 意見		
既往の政府方針 等		
自己仕分け 【仕分け結果】 <table border="1" data-bbox="196 1126 363 1272"> <tr> <td>C - c</td> </tr> </table>	C - c	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国が締結している国際条約「ワシントン条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する国の責務を果たす必要がある。 ○ 海外から持ち込まれる規制対象品目の国内での流通管理を適切に実施するためには、政府（税関や通商事務所等）が行う貿易管理と一体となった対応が不可欠である。 ○ したがって、引き続き国の事務とすることが適当であり、たとえ都道府県の広域の実施体制等を整備したとしてもなお、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。
C - c		
備考		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：

整理番号（ 25 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	国指定鳥獣保護区内の捕獲許可等
事務・権限の概要	鳥獣保護法に基づき、国が指定した鳥獣保護区内に生息する野生鳥獣の捕獲許可や、当該区域内での開発行為等の許可を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253 名の内数
事務量（アウト プット）	○捕獲許可件数 H20 1,235 件（速報値）
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現行法の前身）に基づく国設鳥獣保護区における鳥獣等の捕獲等の許可等の事務は国が直接執行する事務として整理されている。
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国指定鳥獣保護区は、ラムサール条約登録湿地やヤンバルクイナやツシマヤマネコ等の希少鳥獣の生息地など、国際的・全国的見地から貴重な鳥獣の生息地を保護するために指定されたものである。国民すべてにとってのかけがえのない「宝」であり、地域の住民のためだけのものではない。 ○ ツキノワグマのように県境を越えて広域に移動する鳥獣について、一方の県の判断のみで捕獲が許可されると当該鳥獣の保護が図れない場合があるため、国が県境を越えた広域的視点で保護区を指定し、保護しているものもある。 ○ 地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っており、国指定鳥獣保護区の保護が保証されない。 ○ 連邦制である米国をはじめ諸外国においても、国立公園（National Park）と並んで、国指定野生生物保護区（National Wildlife Refuge）等として国が直接保護・管理している。 ○ したがって、国際的・全国的見地から重要な生息地の保護を確実に保証するためには、引き続き国、そして専ら環境保全を使命とする行政組織である環境省が保護に当たることが適当である。たとえ国の指示等を認めたとしてもなお、各地方公共団体の対応の相違等により、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。 ○ なお、地方公共団体が自らの裁量で地域を指定し保護管理したい場合には、既に鳥獣保護法に基づく都道府県指定鳥獣保護区という制度がある。国の保護区指定については、国際的・全国的見地から特に重要なものに絞ってきており、昭和53年当時482箇所あったものが、現在は73箇所となっている。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号（ 26 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	国指定鳥獣保護区内における保全事業
事務・権限の概要	鳥獣保護法に基づき、国が指定した鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境が悪化した場合に、その生息環境の改善を図るための保全事業（餌やすみかとなる植生の復元、採餌・採水設備や巣箱の設置、外来生物の防護等）を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウト プット）	○保全事業件数 H22 6件
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年は外来生物の進入や気候変動による生態系の悪化が課題になっており、国指定鳥獣保護区の保護を図るには、捕獲許可等だけではなく、悪化した自然の保全・再生のための事業の実施が必要である。 ○ したがって、国指定鳥獣保護区については、保全事業についても捕獲許可等と一体的に環境省において実施することが適当である。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

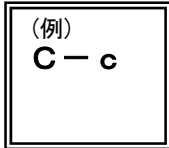
整理番号（ 27 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	環境大臣が指定する希少鳥獣の捕獲許可等
事務・権限の概要	鳥獣保護法に基づき、鳥獣の捕獲許可は原則として都道府県が行うが、国が保護管理している国指定鳥獣保護区内での捕獲許可のほか、 <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある希少鳥獣の捕獲 ・かすみ網を用いた捕獲 ・爆発物、劇薬、毒薬、麻酔薬等を用いた捕獲 については、国が許可を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウト プット）	○許可件数 H20 2,445件（速報値）
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ トキ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギなど、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関しては、地域の利害を超えて国家的な課題として取り組むべきものであることから、国がその責任を担うべきである。このため、環境省のレッドリストの絶滅危惧Ⅱ類以上の種について「希少鳥獣」として指定し、国の責任において許可することが適当である。また、希少鳥獣の生息数は極めて少ないため、地域の生活や産業との関係はほとんどない。 ○ かすみ網については、無差別かつ大量に捕獲が可能な猟具であり、鳥獣の保護に重大な支障があることから、国が全国的に販売、所持を規制している。かすみ網を使用した捕獲の許可についても国が行うことにより、かすみ網の入手から使用までを全国的に一貫して把握した上で取り締まることが可能となる。 ○ 爆発物、劇薬、毒薬、麻酔薬等の危険猟法については、人の生命・身体に重大な支障を及ぼす可能性があり、全国で統一的な規制をする必要がある。薬物などは新薬が日々開発されており、それらの使用の妥当性を全国一律に対応していくためには、国において審査することが適当である。 ○ このように、上記の捕獲許可については、引き続き国において実施することが適当であり、たとえ都道府県の広域的实施体制等の整備、又は国の指示等を認めたとしてもなお、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号 (28)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	特定外来生物の飼養等の許可等
事務・権限の概要	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき、海外から導入され我が国固有の生態系を脅かす特定外来生物について、その飼養等の許可、許可を受けたものに対する立入検査等を行うとともに、野外に生息・生育する特定外来生物の防除（駆除）の確認・認定を行う。
予算の状況 (単位:百万円)	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量 (アウト プット)	<p>■飼養等許可件数 平成19年度許可件数合計 13,542件 平成20年度許可件数合計 1,187件 平成21年度許可件数合計 2,595件 注)平成19年度の許可件数が他年度に比べ高かったのは、セイヨウオオマルハナバチの許可申請が多かったため(セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可は3年毎に更新が必要)。</p> <p>■防除の確認および認定に係わる公示件数 平成19年度公示件数合計 99件 平成20年度公示件数合計 97件 平成21年度公示件数合計 97件 注)確認・認定の基準を定めた「防除の告示」における「防除を行う期間」は、平成23年度末に終了することとなっており、平成22年度内にこの期間を延長する告示改正を予定。現在、確認・認定を受けている約450件の防除の多くは改正後に再度、確認・認定を受けることとなるため、平成22年度の防除の確認・認定数は平年より増加する見込み。</p>
地方側の意見	
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>○ オオクチバス等の特定外来生物は、海外から持ち込まれ、県境を越えて移動や分布拡大を起こすため、地方公共団体の枠組みにとらわれることなく、輸入時の水際対策と一体的に業務を行う必要がある。</p> <p>○ したがって、引き続き国において実施することが適当であり、たとえ都道府県の広域的实施体制等を整備したとしてもなお、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（ 29 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）																											
事務・権限名	温室効果ガス排出量の報告関係（受理）																										
事務・権限の概要	<p>温対法に基づき、多量に温室効果ガスを排出する事業者は、その事業を所管する大臣に年度ごとの排出量を報告することが義務付けられており（算定・報告・公表制度）、廃棄物処理業者は事業所管大臣である環境大臣に報告を行うこととされている。この制度において、報告に係る排出量の算定や報告書の提出方法について事業者からの相談対応や、報告の受理、データの集計等の作業を行うもの。</p>																										
予算の状況 （単位：百万円）	<p>3,655百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計</p>																										
関係職員数	廃棄・リサイクル対策課定員 52名の内数																										
事務量（アウト プット）	<p>廃棄物処理業について、全国の事務所 11 か所で年間 728 件の報告を受理し、その内容を確認するとともに、報告内容を集計し、本省へ集計結果を通知している。（平成 21 年度実績）。加えて、個別の事業者からの相談対応も行っている。</p> <p>（参考）温対法・省エネ法報告実績（平成 21 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【事務所名】</th> <th>【届出数】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>25</td></tr> <tr><td>東北</td><td>98</td></tr> <tr><td>関東</td><td>230</td></tr> <tr><td>新潟</td><td>21</td></tr> <tr><td>中部</td><td>110</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>103</td></tr> <tr><td>中国四国</td><td>10</td></tr> <tr><td>広島</td><td>31</td></tr> <tr><td>高松</td><td>37</td></tr> <tr><td>九州</td><td>21</td></tr> <tr><td>福岡</td><td>42</td></tr> <tr><td>計</td><td>728</td></tr> </tbody> </table>	【事務所名】	【届出数】	北海道	25	東北	98	関東	230	新潟	21	中部	110	近畿	103	中国四国	10	広島	31	高松	37	九州	21	福岡	42	計	728
【事務所名】	【届出数】																										
北海道	25																										
東北	98																										
関東	230																										
新潟	21																										
中部	110																										
近畿	103																										
中国四国	10																										
広島	31																										
高松	37																										
九州	21																										
福岡	42																										
計	728																										
地方側の意見																											
その他各方面の 意見	<p>国に加え、都道府県が個別に排出量の報告を求めるのは事業者にとって負担。重要なのは特定の事業者の全国での取組であり、都道府県単位で事業者の排出量の増減を計測したり、対策を求めることは、全体最適とはならない。</p> <p>出先機関改革の名の下で、地方環境事務所が行っている事務・権限にのみ焦点を絞るべきではない。例えば温室効果ガスの報告については、その内容は国として温暖化対策を進めるために不可欠の情報。都道府県がデータ提出を求める場合は、事業者の負担を減らすためにも国から共有すれば十分ではないか。</p> <p>（出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より）</p>																										
既往の政府方針 等	<p>平成 17 年 3 月 11 日付けの中央環境審議会答申「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第 2 次答申）」においては、「国においては、報告された排出量データを集計・分析して、一覧性をもって公表する」こと、「排出量の報告ルートについては、報告する者の負担を軽減させることに配慮し、省エネルギー法の報告ルート（省エネ法の報告ルートは経済産業省及</p>																										

	<p>び事業所間省庁の出先機関又は本省へ報告するもの。) を活用する等報告の仕組みに関して法制上の工夫が検討される必要がある」ことが述べられている。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="196 360 363 506" style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>C - c</p> </div>	<p>温対法に基づく排出量の算定・報告・公表制度は今後法制化が見込まれる国内排出量取引制度において、国が企業の排出量を把握する仕組みの基盤となるものであり、国の責任において統一的にその事務を行うことが必要。このため、域外権限の付与など広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお国レベルでの排出量取引制度の統一的な実施に著しい支障を生じる。また、報告を行う企業は全国にあり、事業者からの相談、報告書の受理とその内容の確認等、きめ細やかに対応するためには、地方環境事務所においてその事務を行うことが合理的。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所 整理番号（ 30 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	温室効果ガス排出量の報告関係（相談）
事務・権限の概要	<p>温対法に基づき、多量に温室効果ガスを排出する事業者は、その事業を所管する大臣に年度ごとの排出量を報告することが義務付けられている（算定・報告・公表制度）。この制度について、相談受付や説明会等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの相談受付 本制度対象の事業所（約 15,000 件）を有する事業者や、本制度対象の輸送事業者（約 1,500 件）からの排出量の算定や報告に係る相談の対応。 ・事業者への説明会の対応 全国各地で開催される説明会の周知、参加者の申し込み取りまとめ、会場準備、説明会での説明。
予算の状況 （単位：百万円）	<p>3,757 百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>
関係職員数	環境対策課定員 52 名の内数
事務量（アウトプット）	<p>【H20 年度の対応実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省主催の説明会への対応：年 18 回（夏 10 回、冬 8 回） （札幌、仙台、さいたま、東京、千葉、名古屋、大阪、広島、岡山、高松、福岡、沖縄） ・省エネルギーセンター主催の説明会など、各地で開催される説明会への対応 （省エネセンター主催分だけで昨年度 19 回）
地方側の意見	
その他各方面の意見	<p>国に加え、都道府県が個別に排出量の報告を求めるのは事業者にとって負担。重要なのは特定の事業者の全国での取組であり、都道府県単位で事業者の排出量の増減を計測したり、対策を求めることは、全体最適とはならない。</p> <p>出先機関改革の名の下で、地方環境事務所が行っている事務・権限にのみ焦点を絞るべきではない。例えば温室効果ガスの報告については、その内容は国として温暖化対策を進めるために不可欠の情報。都道府県がデータ提出を求める場合は、事業者の負担を減らすためにも国から共有すれば十分ではないか。</p> <p>（出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より）</p>
既往の政府方針等	<p>平成 17 年 3 月 11 日付けの中央環境審議会答申「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について（第 2 次答申）」においては、「国においては、報告された排出量データを集計・分析して、一覧性をもって公表する」こと、「排出量の報告ルートについては、報告する者の負担を軽減させることに配慮し、省エネルギー法の報告ルート（省エネ法の報告ルートは経済産業省及び事業所間省庁の出先機関又は本省へ報告するもの。）を活用する等報告の仕組みに関して法制上の工夫が検討される必要がある」ことが述べられている。</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div>	<p>温対法に基づく排出量の算定・報告・公表制度は今後法制化が見込まれる国内排出量取引制度において、国が企業の排出量を把握する仕組みの基盤となるものであり、国の責任において統一的にその事務を行うことが必要。このため、域外権限の付与など広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお国レベルでの排出量取引制度の統一的な実施に著しい支障を生じる。また、報告を行う企業は全国にあり、事業者からの相談、報告書の受理とその内容の確認等、きめ細やかに対応するためには、地方環境事務所においてその事務を行うことが合理的。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号（31）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	廃棄物の輸出入に関する事務		
事務・権限の概要	<p>廃棄物の輸出入に関し、国の出先機関である地方環境事務所において、廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可（継続案件）及び同法に基づく報告徴収・立入検査に係る事務を実施している。</p> <p>このほか、地方環境事務所では、輸出入者等への規制や手続の周知徹底の為、廃棄物処理法の概要や輸出入にあたって必要な手続きに関する説明会等を行い、また個別貨物に関する輸出入に先立つ事前相談（貨物が法の規制対象であるかどうか等）を実施している。</p> <p>また、不法輸出入への対応として、税関の貨物検査への立会等を行っている。当該貨物が廃棄物に該当又はその疑いが強い場合、輸出入者等に対し廃棄物処理法に基づく報告徴収や立入検査を行うとともに、必要な指導を行っている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	3,655百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計		
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数		
事務量（アウトプット）	OH20年度実績（廃掃法・バーセル法規制対象物の合計） ・立入検査（税関検査への立会いを含む） 82件 ・報告徴収 8件（暦年の結果を計上） ・指導： 口頭注意 17件、注意文書 8件、嚴重注意文書 6件 ・事前相談 1184件		
地方側の意見			
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">C-c</div>	<p>国境を越えて移動する廃棄物に関する規制に係る手続きであるから、輸出入の相手国に対し、国による一元的な対応が必要である。</p> <p>また、不法輸出入への対応として、国の出先機関である地方環境事務所が税関と連携しながら貨物検査等の現場対応を行っている。本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である為、引き続き、地方環境事務所が廃棄物の輸出入に関する事務を行うこととする。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：地方環境事務所	整理番号（32）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務		
事務・権限の概要	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関し、国の出先機関である地方環境事務所において、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）に基づく輸出入移動書類の届出の受理及び同法に基づく報告徴収・立入検査（報告徴収・立入検査については輸出した者（既遂）に限る）に係る事務を実施している。</p> <p>このほか、地方環境事務所では、輸出入者等への規制や手続の周知徹底の為、バーゼル条約やバーゼル法の概要、輸出入にあたって必要な手続きに関する説明会等を行い、また個別貨物に関する事前相談（貨物が法の規制対象であるかどうか等）を実施している。</p> <p>また、不法輸出入への対応として、税関の貨物検査への立会等を行っている。当該貨物がバーゼル法の規制対象物に該当又はその疑いが強い場合は、輸出入者等に対しバーゼル法に基づく報告徴収や立入検査を行うとともに、必要な指導を行っている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	3,655百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計		
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52名の内数		
事務量（アウトプット）	OH20年度実績（廃掃法・バーゼル法規制対象物の合計） ・立入検査（税関検査への立会いを含む） 82件 ・報告徴収 8件（暦年の結果を計上） ・指導： 口頭注意 17件、注意文書 8件、嚴重注意文書 6件 ・事前相談 1184件		
地方側の意見			
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	<p>国境を越えて移動する廃棄物に関する規制に係る手続きであるから、輸出入の相手国に対し、国による一元的な対応が必要である。</p> <p>また、不法輸出入への対応として、国の出先機関である地方環境事務所が税関と連携しながら貨物検査等の現場対応を行っている。本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である為、引き続き、地方環境事務所が廃棄物の輸出入に関する事務を行うこととする。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号（ 33 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	鳥獣の輸出入の規制
事務・権限の概要	国内で捕獲した鳥獣の輸出について、適法に捕獲された旨の証明書を発行する。また、特定輸入鳥獣（メジロ等）を輸入した者からの申請を受理し、適法に捕獲・輸出されたものであるか等の審査を行った上で、それを証明するための標識（足輪）を交付する。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253名の内数
事務量（アウト プット）	○特定輸入鳥獣標識交付件数 H20 176件
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	○ 特定輸入鳥獣の輸出入規制の事務は、国際的な取引に関する事務である。 ○ したがって、引き続き国において実施することが適当であり、たとえ都道府県の広域的实施体制等を整備したとしてもなお、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号 (34)

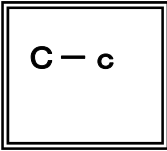
事務・権限自己仕分けシート (個票)

事務・権限名	環境影響評価に関する審査
事務・権限の概要	<p>環境影響評価法においては、同法の対象事業の許認可等を国の機関が行う場合に、その許認可等を行う国の機関に対して、環境保全上の配慮が適切に図られるよう、環境大臣が事業者の評価結果等に対して必要な意見を述べることとされている。</p> <p>この環境省の事務・権限に関して、地方環境事務所においては、環境大臣意見を形成する際に必要となる事業実施地域における情報収集や現地確認、事業者との調整、環境大臣意見で述べた内容についての事業後のフォローアップ等を行っている。</p> <p>また、平成19年度に策定された「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」に基づき、環境省意見の提出、計画策定者等との調整、現地調査等の情報収集を行っている。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	<p>3,757百万円の内数</p> <p>※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計</p>
関係職員数	環境対策課定員 52名の内数
事務量 (アウトプット)	○環境大臣の意見発出数 125件(平成9年12月～平成22年3月)
地方側の意見	
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p>1. 全国的な視点からの環境大臣意見発出の必要性</p> <p>環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業を審査するに当たっては、環境の保全に関する行政を全国的な視点から総合的に推進する立場にあり、事例や知見を豊富に集積している環境大臣が意見を述べる必要不可欠。このため、環境影響評価法の対象事業についての審査は国の責任で行うべきである。</p> <p>2. 環境大臣意見作成の際の地方環境事務所の必要性</p> <p>適切な環境大臣意見の形成には、環境影響評価の対象となる事業の現場での情報収集や事業者との連絡調整等が不可欠である。地方環境事務所職員は、各地域における環境の実態により詳細に接し、また各地域の関係機関とも綿密に連携しながら業務を進めていることから、環境大臣意見の作成に係る事務は、地域の状況に精通している地方環境事務所において行うことが必要である。</p> <p>3. 環境影響評価法の改正法案における環境大臣意見提出の機会の増加等</p> <p>第174回通常国会に提出された環境影響評価法の改正法案(衆議院において継続審議中)が成立した場合には、一つの事業に関して、環境大臣が意見を述べる機会が現行の1回から4回に増加する。その中で特に、新設される事後評価段階における環境大臣意見の陳述を的確に行うためには、従来以上に対象事業の現場及び周辺での情報収集や現地調査が必要となってくる。さらに、同じく新設される予定の意見陳述機会の一つである事前の計画段階においては、事業者に対し、住民・地方公共団体からの意見聴取に関して努力義務しか課されないため、環境大臣が客観的な意見を提出する役割がより強く求められる。</p> <p>このため、地域の状況に精通している地方環境事務所における現地調査等業務は、より重要かつ不可欠なものとなる見込み。</p> <p>以上のとおり、環境影響評価法の対象事業についての審査は、②の理由から、引き続き、国の事務・権限とし、かつ出先機関の事務・権限とすることが適当である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：地方環境事務所

整理番号（ 35 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	ペットフード安全法に基づく報告徴収・立入検査
事務・権限の概要	「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）に基づき、ペットフードの製造業者、輸入業者、販売業者等に対し、ペットフードの安全性に関する報告徴収、立入検査等を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	5,202百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「生物多様性の保全等の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	国立公園・保全整備課及び野生生物課、自然保護官事務所等定員 253 名の内数
事務量（アウト プット）	ペットフード安全法は施行後間もないため、立入検査の実績はまだない。
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペットフードは、国内流通量の半分以上が輸入品であり、輸入段階での水際対策と一体的に行う必要がある。 ○ ペットフードの製造業者、輸入業者の届出は国が受理していることから、地方公共団体では当該業者に関する情報を有しておらず、立入検査等を行うために必要な知見を有していない。 ○ したがって、引き続き国において実施することが適当であり、たとえ都道府県の広域的実施体制等を整備したとしてもなお、運用に著しい支障を生じるものである。このため、本事務については国に残すこととし、地方環境事務所において実施する。 ○ また、事務の実施に当たりペットフードに関する専門的知識が必要である一方、まだ制度が開始したばかりであり現時点では事務量は微少であるため、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ない。
備考	